

【インド向け職業用具用途カルネ発給開始のお知らせ】

2018年1月25日より新たにインド向け職業用具用途カルネの発給を開始いたします。インドは、ATAカルネによる一時輸入を展示用途のみでしたが、職業用具用途についても受け入れを開始しました。

1. インド向けカルネの物品用途については、今後以下の用途が対象となります。

(1)「職業用具」

(2)「展示会」

なお、「商品見本」は、対象外です。

2. 担保預かり金の料率については、物品価格の50%です。

3. 物品の輸送方法については、「携帯」、「業務通関」とも認められています。

《ご注意》カルネにてインドに一時輸入通関した物品には、再輸出期限が設けられます。

設定された再輸出期限までに物品全量をカルネにて再輸出通関を行わないと、インド税関から輸入税等を課税されますのでご注意ください。

◎職業用具用途の場合、カルネ一時輸入通関日から2ヶ月以内の再輸出期限。

◎展示会用途の場合、カルネ一時輸入通関日から6か月以内の再輸出期限。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

東京本部カルネ事業部

TEL: 03-5280-5171

Mail: ata-carnet@jcaa.or.jp

大阪事務所カルネ事業課

TEL: 06-6944-6164

Mail: osaka@jcaa.or.jp